

# 第三十四回 参議院文教委員会会議録 第五号

(一四六)

昭和三十五年三月十五日(火曜日)午前  
十時二十九分開会

出席者は左の通り。

委員長

理事

清澤 俊英君

委員

北畠 教真君  
近藤 鶴代君  
吉江 勝保君  
加瀬 宏君

國務大臣 文部大臣

安部 清美君  
小幡 治和君  
劍木 亨弘君  
迫水 久常君  
杉浦 武雄君  
野本 品吉君  
岡 三郎君  
豊瀬 稔一君  
常岡 一郎君  
岩間 正男君  
松田 竹千代君

外務省情報

文部政務次官

文部大臣官房長

文部大臣房会計課長

文部省初等中等教育局長

文部省大学学術局長

事務局側

会専門員

工渠 英司君

○委員長(清澤俊英君) ただいまから文教委員会を開会いたします。この機会に一言、あいさつを申し上げたいと思いますが、まず、私が病気のため非常におくれまして、文教委員会を今日まで休まましたことは、まさに申しきれないと考えております。なお、いろいろよろづな事情で休んでおりましたために、こあいさつの機会を失してしまったことをあわせてお詫びを申し上げておきます。

私は、このたび院議によりまして、文教行政にははなはだ不案内でありましたとして、はたして大過なくこの大任を果たしていけるかどうかということは、内心じくじたるものがあるのであります。

昭和三十五年三月十五日 【参議院】

○委員長(清澤俊英君) ただいまから文教委員会を開会いたします。この機会に一言、あいさつを申し上げたいと思いますが、まず、私が病気のため非常におくれまして、文教委員会を今日まで休まましたことは、まさに申しきれないと考えておりま

す。なあ、いろいろよろづな事情で休んでおりましたために、こあいさつの機会を失してしまったことをあわせてお詫びを申し上げておきます。

私は、このたび院議によりまして、文教行政にははなはだ不案内でありましたとして、はたして大過なくこの大任を果たしていけるかどうかということは、内心じくじたるものがあるのであります。

○委員長(清澤俊英君) それでは、盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案、国立学校設置法の一部を改正する法律案及び高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案、以上三法案を便宜一括して議題とし、それぞれ趣旨説明を聽取いたしました。

○國務大臣(松田竹千代君) 今回、政

説明員  
外務省情報文化  
局対外啓発課長 猪名川治郎君  
日本ユネスコ国内委員 武藤 義雄君  
会事務総長

○本日の会議に付した案件  
○盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○教育、文化及び学術に関する調査(教科書に關する件)

ます。どうか一つ、理事の皆さん並びに委員各位の格別の御協力と御鞭撻をいただきまして、何とかこの重責を果たして参りたいと、かように考えておりますから、今後とも何分よろしくお願い申し上げる次第であります。

御承認のよう、昭和三十四年度から、経済的理由によって就学が困難な小・中学校の児童生徒のために、国及び地方公共団体から修学旅行費が支給されることになりますが、盲学校、聾学校または養護学校におきましては主として昭和三十五年度文教関係予算の残余の質疑を続ける、かように決定いたしました。

以上、報告いたしましたように審議を進めて参りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(清澤俊英君) 御異議ないと認めます。さよやに取り計らいます。

○委員長(清澤俊英君) それでは、盲

学校、聾学校及び養護学校への就学奨

励に関する法律の一部を改正する法律

案、国立学校設置法の一部を改正する

法律案及び高等学校の定時制教育及び

通信教育振興法の一部を改正する法

律案、以上三法案を便宜一括して議題

とし、それぞれ趣旨説明を聽取いたしました。

○國務大臣(松田竹千代君) 今回、政

府から提出いたしました盲学校、聾学

校及び養護学校への就学奨励に関する

法律の一部を改正する法律案につきま

して、その提案の理由及び内容の概略

を御説明申し上げます。

まず、国立大学の学部及び国立短期大

学の新設並びに国立大学に包括される旧

制の大学の廃止等について規定したもの

であります。

まず、国立大学の学部の新設につきましては、京都大学に薬学部を、岡山

大学に工学部をそれぞれ設置すること

とし、大学における薬学教育及び工業

技術教育につきまして一そらの充実を

はかるうとするものであります。

第二に、国立短期大学の新設につきましては、中堅技術者の養成をはかる

ため北見工業短期大学を設置すること

といたしましたことと、勤労青年の

進学の希望にこたえるために、夜間に

おいて授業を行なう室蘭工業大学短期

大学部及び香川大学商業短期大学部を

それぞれ室蘭工業大学及び香川大学に

併設することいたしたものであります。

第三は、国立大学に括されて経過

的に存続しておりました若干の旧制の

医科大学の廃止に伴い、これに関する

規定を整理するとともに、国立学校に

おける授業料その他の費用の免除及び

徴収の猶予につきまして規定を整備す

ることといたしたものであります。

以上がこの法律案の提案理由及び内

容の概要であります。何とぞ御審議の上、御賛成下さるようお願い申し上げます。

次に、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

このたび政府から提出いたしました高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略について御説明申し上げます。

高等学校の定時制教育及び通信教育

は、働きながら学ぶ青年に対し、教育の機会均等を保障する目的をもつて戦後制度化されたものであります。勤労青年の基礎学力や職業技術その他の資質の向上に重大な役割を果たすものとして、都市、農村を問わず各方面から広く支持されてきたものであります。その後、各般の困難にもかかわらず、関係者の非常な努力によりまして、毎年十数年を超過しまして今や、

これら教育の振興につきましては特に意を用い、施設、設備の整備等についてできる限りの努力をいたしてきたのですが、この際、一そなえ充実強化をはかるためには、施設、設備の整備を一段と強化とともにその教育に直接従事する校長及び教員の待遇につき特別の措置を講じて、優秀な人材を確保することが特に必要であると信ずるのであります。

における地域の中心的教育施設としての特色と使命を有し、単に校内指導にとどまることなく、家庭実習、現場実習などの校外指導にも重点を置かなければならず、勤務量の負担が大きめで大きい実情であります。

また、通信教育は、通信手段という新しい方法を用いて教育する特色のある制度であります。その教育には、添削指導、日曜日などの休業日における直接指導、辺地などの遠隔地における巡回指導もあわせ行なう必要があり、その勤務は容易ならぬものがあるであります。さらに、定時制教育、通信教育を通して、勤労と学習とを同時に遂行する生徒を対象とするため、生徒の学習や生活の指導には種々の困難を伴う現状であります。

以上申し述べました実情にかんがみ、これらの教育に携わる校長及び教員に対し、その勞に報いて専心その職務に精励できるようになるとともに、優秀な人材をこの方面に誘致し、確保し、もって定時制教育及び通信教育を振興するため、このたび定時制通信教育手当を支給する措置を講じようとするものであります。

次に、この手当の支給に要する経費について、当該地方公共団体に対する国庫補助をすることができるものといたしました。一部の都道府県におきましては、従来、これに相当する手当を支給しているところもありますが、その額並びに範囲につきましては、はなはだ不十分のきらいがあります。この際、この手当について国庫補助の規定を設けることいたしましたのは、わが国全体としての定時制教育及び通信教育の振興を期するために、すべての都道

府県において必要な額の定時制通信教育費手当が支給できるようにするためであります。

以上がこの法律案の提案の理由及び内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願い申し上げます。

○委員長(清澤俊英君) 次に、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案の趣旨説明に對し、内藤初等中等教育局長より補足説明を聽取いたします。

○政府委員(内藤聰三郎君) 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案の提案理由について、ただいま文部大臣から説明がありましたが、私から補足して御説明申し上げます。

に従事している教員といたしております。この法律案において教員と申しますのは、教諭、養護教諭、助教諭、義務助教論及び常勤の講師と、政令によります一定の範囲の実習助手とを考えております。

支給率は7%といたしておりますが、現在、校長にはいわゆる管理職手当を支給しており、また教頭及び主事につきましても来年度からそれを支給することといたしておりますので、これららの管理職手当を受けます者については、給与の均衡を考慮しつつ、職務の複雑、困難及び責任の度合いに応じて併給することとし、その支給率は、管理職手当と合わせて、一〇%または一二%になるよう文部省令で定める予定にいたしております。

第六条は、この国立の高等学校の校長及び教員の定時制通信教育手当を基準として、公立の高等学校の校長及び教員に対し定時制通信教育手当を支給すべき旨の規定であります。支給額は、支給率及び支給方法等につき国とのそれを基準とする旨を規定するものであります。

第七条は、都道府県及び市等が公立高等学校の校長及び教員にこの手当を支給いたします経費について、三分の一の国庫補助を行なうための規定であります。ただし、補助の対象となりますがのは、実支出額ではありませんで、国の支給額と同率のものまでを限度といたします。このための経費といたしまして、昭和三十五年度予算案においては約一億七千万円を計上しております。

次に附則であります。第一項でありますのは、法律の施行期日を昭和三十五年四月一日と

一日からといたしております。

附則第二項は、道府県の一部において、從来からこれらの校長及び教員の勤務の特殊性困難性に着目し、特殊勤務手当その他の名称により一定率または一定額の手当を支給しているものがあるのであります。名称のいかんを問わず、定時制通信教育手當に相当いたします。よほな手当を受けております者について、この手当の月額が從来の手当の月額よりも低額となるべき定であります。

以上がこの法律案の内容の要点であります。何とぞ、十分御審議の上、御賛成下さるようお願い申し上げます。

○委員長(清澤俊英君) 本三案に対します質疑は後日に譲ります。

---

○野本品吉君 私は児童生徒の学習努力、それから教師の指導努力の大部分が集中されます教科書の問題は、教育上きわめて重要な問題であると考えまして、教科書をめぐります若干の問題について質問いたしたいと思います。

まず第一の問題であります。教科書に求められる一番大事な要件は、これは教科書に記載されておる事実が正確であるということ、それからして中正であるということ、たうらうと思うのであります。そこで、記載事実の正確を期するという点から考えて若干の問題がありますので、最初にその問題についてお伺いいたしておきたいと思ひます。ここに材料を持ってきており

ますが、実は私の友人で長いこと教育界におりました群馬県利根郡に長谷川という男がいるのです。この男は中学時代から天体の研究に非常な興味を持つておりまして、今ではしろうとの天文学者として中央にも聞こえておりますし、地方でも有名な男なんです。去年、日ごろその男が教科書の内容についての検討を熱心にいたしております。して、いろいろと文部省等に対しましても誤りを指摘しておりますので、私もいまして、いろいろその後の話を聞いたわけです。そのときに、またそういう問題に触れてきたのでありますとか、ここに長谷川君からきました手稿がありますから、まずこれを先に読んで、それからお伺いいたしたいと思います。「昨日は御多忙中にもかかわらず教科書の件につき時間をおさき下さったことを厚く御礼申上げます。『清水書院』の中學理科の月、地球の公転の方向の誤り、「二葉」理科五年上のハレー彗星の運行を示す矢じるしが逆、暁の明星、宵の明星のさし絵の地球を赤円で表わす不可、全天星図の南の海は南の魚の誤り、獅子座の二等星が三等星に誤っている等、及び「日本書籍」のオリオン座とエリダヌス座を結んだ誤り、獅子座の誤り、「二葉」中学生一年用黄道付近の星座が一等星と二等星を同じ大きさにかいた誤り等は昨年の展示会で発見し文部省に報告しましたが、今年の展示会にも昨年同様の誤りのまま展示されておりましたので文部省へ報告いたしました。訂正の返信を寄せたのは昨日の「日書」だけです。他社では文部省へ改訂の手続を済ませたか知りませんが、私にはわかりません。「二葉」の小学五年のハレー

彗星の進行方向の道は、三十一年ころ  
発見し投書したと思つています。同じ  
誤りを「東京書籍」では三十二年に訂  
正しましたが、「一葉」は今年も前通  
りでした。「東書」の訂正の手紙は茅  
誠司氏に送りました。編集委員はもつ  
と校正を丁寧にすべきでしよう。無責  
任過ぎます。」、これが長谷川君から  
私に寄せられました手紙であります。  
そこで問題は、最初に申しましたよ  
うに、教科書の一一番大事なことは記載  
に誤りがないということなんです。も  
しそれがそのまま長いこと正誤されず  
にありますというと、これはうそを教  
えているということになる。私は教育  
で一番注意をしなければならぬことは  
うそを教えてはいかぬということだと  
思います。そのうそを、教科書の誤り  
が幾年かにわたって全国の子供に伝え  
られることがありますというと、これ  
はまあ非常に重要な問題である、かよ  
うに考えるわけなんです。そこで、こ  
のことにつきましては、何といいます  
か、文部省の教科書検定規則にもあり  
ます通り、教科書の発行につきまして  
は、原稿の検定を出願する、それから  
して検定規則によりまして検定手数料  
を取つておるわけなんです。そこ  
で、文部省が一応国の責任において十  
分原稿を検定して、これで間違いがな  
いという文部省の太鼓判が押されると  
によって初めて発行が可能である、  
こうしたことになつてくる。従つて、  
この教科書の誤りは、私は発行所の責  
任というよりも、むしろ手数料を取つ  
て、これでいいんだと言つて判を押  
した文部省も相当この点については責  
任を負わなければならぬものだと思  
う。つまり、発行者にその責任を転嫁

するのではありません。そこで私がお伺いいたしたいのは、今まで教科書の誤りについてどのような指摘があったか、これは相当あるうと思ふのです。それがどういうふうな手続で訂正されておるか。それをまず最初に具体的にお伺いいたしたいと思います。

○國務大臣(松田竹千代君) お話を御指摘の点はまことにごもつともなことがあります。相当の局長よりその精細について御説明を申し上げます。

○政府委員(内藤聟三郎君) 徒来、教科書につきましては、終戦後検定制度がしかれまして、自來調査員制度をして参ったわけであります。調査員といふのは非常勤の方でございまして、十分に審査のできなかつたといふらしきがあつたと思うのです。御指摘のような誤りも相当たくさんありました。私は私ども、各方面からこういうことは困るという御要望がございましたので、昭和三十一年からこの専門の教科書調査官を四十人増員いたしまして、もっぱらこの調査官が検定に当たっておりますので、以後は御指摘のような誤りはないものと確信しております。ただ從来から教科書につきましては、一たび検定をいたしますと、この教科書は有効期限が永続しておりますので、途中で教科書の検定を取り消すといふようなことが制度上できない建前になつております。そこでそういうような誤りにつきましては、私どもが気づく範囲におきましては教科書会社に注意を促しております。で、教科書会社から訂正の申し出がなければ文部省はいかんともできがたいわけであ

ります。それぞれ訂正の個所につきましては、従来から教科書会社から申請がござります。そこで、「ございました」といふ場合には、これはどうもいかんともいたしませんでした。しかし、制度上の欠陥があることを御了承いただきたいと思ひます。

○野本品吉君 そこで、そのことにつきましては、これは本人に対しても教科書調査官からいろいろ手紙が行つておる。それは全文は時間がかかりますから省略いたします。「教科用図書の印刷製造は御承知と存りますが、供給時期の五、六カ月前から着手する等の事情により、正誤されるべき箇所についても、正誤個所発見の時期いかんによつては遺憾ながら次年度に間に合わない場合が」ある。そうすると、二年続けて指摘されてもうそを教えていいふることになつてくる。そこで、今内藤局長からいろいろ教科書検定についての話がございましたが、私の考え方としては、誤謬が指摘された場合には、これでよろしいと言つて判を押した文部省も何とかお考えいただいて、即時に誤謬を指摘して、そしてその教科書を採択しておる学校へ知らせるぐらいのことは何とかできなさいものか、それがほんとうに親切だと思ふ。それからそういうふうに誤りがあったならば、直ちに直すといふようなことを教師に知らせ、教師を通して子供に知らせることがまじめな学習の慣習がつく、こういうふうに考えるわけです。

○政府委員(内藤善三郎君)　現在のところ、専門の調査官が教科別におりまして、総数で約四十名でござります。それで、そのほかに専門の調査官でも手の省のお考えを……。

○野本品吉君　それでは今の内藤局長からのお話にもありましたように、結局文部省の検定に手の届かないところがあるという結果がそういう事実を生んでくるのでござりますから、従つて、調査官の増員、調査員の増員等をお考えになつてやつていてることも承知しておりますが、現在の調査官、調査員の人的機構で、文部省で期待されるような機能が完全に發揮されておるかどうか、将来さらに補完する、足りないところを補う補完の措置を講ずる必要があるか、そういう点について文部省のお考えを……。

○政府委員(内藤善三郎君)　実は先般教科書法案が上程になりましたけれども、不幸にして流れてしましましたので、現行法ではいたしかがないように思います。しかしながら、この事実を放置しておくわけには参りませんので、今後教科書会社と十分連絡をとりまして、今お話しのように二年間も間違った教科書で教えておるということは、これはよくないと私は思いますので、教科書会社が何らかの便法を用いまして、誤認については訂正をさせるよう指図して参りたいと思っております。

○政府委員(内藤善三郎君)　規定規則を見ましても、正誤に関する何らの規定もないわけなんですね。これはやはり法律なり規則なりの上の一つの欠陥ではないか。こういうことについて何とかお考えになつてみようとする気持はございませんでしようか。

届かないような点がございまして、と申しますと、やはり現場の教育に適当しているかどうか、こういう点になりますと、現場の先生方の意見も聞く必要があるかと思いますし、また非常に高度な学術の問題になりますと、調査官の能力をこえる場合もあり得ると思うのです。こういった特殊の専門の事項にわたるものにつきましては、大学の先生方でその方の専門な方を調査員に委嘱する、こういうふうにして調査員が約五百名程度外部から委嘱しておるのであります。ですから現在の制度では、専門の調査官が常時検定に当たるという建前と、さらに現場の先生あるいは学術上の専門家の意見を十分徴する、こういう点で調査員の両方の機能を合わせまして、十分調査を厳重にいたし、その上でさらに検定審議会がございまして、約八十人ほどの方々がそれぞれ教科別に分属されるわけであります。各専門の部会において慎重に審議されておりますので、現在のことろ私どもでは、今お話のような御指摘の点については心配はないのではないかと考へておるのでございます。

教科書法案の中に明記されておつたもののですけれども、法案が流れましたので、予算上の措置として行なつておるわけであります。全国に六百カ所ほどのセンターがございまして、そのほかに臨時分館が、千数百カ所もあるわけでございます。この機能は展示をすると同時に、センターではできるだけ教科書の研究をしていただく、この二つの機能を持たしておるわけでござります。十分教科書の内容を比較検討いたしまして、できるだけ公正な採択ができるよう、よい教科書が採択されるよう、こういう面で研究の面も強化しているわけでござりますが、何分にも予算が不十分でございますので、できるだけ私どもはこの教科書センターにおける研究事業を強化して参りたいと考えております。

を見る場所、機関がないわけですね、放置されている。そこで私は、指導書今まで検定制度にしてやとか何とかいふことは申しませんが、やはり指導書の持つ重要性から考えまして、指導書についても意見を申し入れられるといふような立場を文部省でおとりになる必要があるうかと思う。その点についても、どういうお考えですか。

○政府委員(内藤謙三郎君) これもまたことにこもつてございまして、実は教科書は検定いたしましたし、指導書を見ますと必ずしも教科書の検定しない趣旨に沿わない面があり得ると思う。こういう点、私どもかねがね心配いたしておりまして、実は昭和三十六年度には新たに使う教科書につきましては、会社側と会社側と会社側に十分御注意を申し上げ、訂正をしていただくよう、これは会社側と会社側と会社側で、そういう趣旨で指導して参りたいと思います。

○野本品吉君 教科書の内容の問題につきましては、いろいろ意見もありますししますが、この間新聞で見たことで、私は一つこの際お伺いしたいことがあります。今度新しく文部省の指導要領というものが改訂され、その改訂された指導要領に基づいて教科書が編さんされておる。そこで私は汽車の中で見たんですから事実かどうかわからませんが、国史の教科書、歴史の教科書について一部の学者から史観、歴史観の問題ですね、それについて異論が出て、それを文部省に申し入れ

た。こういうことを新聞で見たんだが、それは事実でござりますか。  
○政府委員(内藤謹三郎君) 事実でございます。  
○野本品吉君 それはどういう点にいたる異論なんですか。  
○政府委員(内藤謹三郎君) この学問の自由を尊重しようということが第一、ござります。それから教科書の検定、当たっては誤記、誤説、誤認等にて訂正することはもとより大事でありますけれども、同時に著者の歴史観を尊重するようにと、こういう申し入れでございました。  
○野本品吉君 その著者の歴史観を尊重するということは、これは当然ありますが、そこについて内藤局長の意見も新聞で散見したわけです。そのことについての話し合いといいますか、正といいますかね、そういうようなところについてはどんなお見通しなんどございました。





まして今度翻訳するという問題が生じてくるわけではございません。

○野本品吉君 この点について、は、きょうおいでいただけないと思いましたが、おいでいただけないで残念であります。まあそこで発行されている国際理解という雑誌ですね、あの雑誌の冒頭に外務省の局長さんの記事があつて、こういう点について注意されておることを知りまして私も非常に喜んでおるわけなんです。それらの点について局長さんにも十分お伺いしたいと思つておつたのですが、いずれあとの機会に譲りたいと思います。

そこで、その問題を別の角度から私はもう一つ取り上げたいのです。が、それはユネスコの問題なんですね。そこで今年の二月一日から二十六日までニュージーランドで、ユネスコの主催でこの種の会合があつた。それは、学校向け出版物の東西文化価値相互理解増進のための資料に関するゼミナール、これがあつたわけです。それで文部省から内海視学官がそこへ出席されておる。私はきょう内海さんも来られないで残念でありますからあとでお伺いしたいと思うのですが、そのときの論議の要点と、それから各国の主張、考え方、そういうようなものがどういふものであったかということをわれわれ承知したいと思うのです。これは内藤局長は直接おいでにならないのですが、多少承知されておると思いますから、あなたがわかる範囲でお答え願つて、足らない点は後刻内海視学官から伺いたいと思います。

に大事だし、国際理解を深めるということも大事でございまます。先般ユネス

コ主催で教科書ゼミナーが日本でも開かれまして、実は東京で赤坂のプリンス・ホテルを会場にいたし、ここでもいろいろと論議をされ、今お話をようやくニュージーランドでもゼミナーがございました。私よりはむしろユネスコ総長がおいでになつていらつしゃるのを、ユネスコ総長からお聞きいただきたいと思います。

○説明員(武藤義雄君) ニュージーランドで、ユネスコの主催で行なわれましたゼミナーの報告は、実はまだ私も内海視学官からお話を承つております。実は明日報告会を文部省内で催すことになっております。詳細はそのとぎ承ることになります。ただ全般の、ユネスコが教科書の改善につきましてどういう関心を持ち、どういうことをしておるかといふことの全般的なお話をならできますが、ニュージーランドのゼミナーの点については、他日の機会に申し上げたいと思います。

○野本品吉君 そこで、ユネスコの方にもう一つお伺いしたいのですが、これは昭和二十七年の四月の七日にアフガニスタン外三十カ国で、教育的科学的および文化的な資材の輸入に関する協定をしておる。それからもう一つは、二十八年の八月十二日にカンボジア外十一カ国で、教育的、科学的および文化的性質の視覚資材の国際的流通を容易にする協定、これを結んでおる。ところが、ユネスコの国内委員会で出されておりますユネスコ要覧を見ますと、そのどちらの協定にも日本は未加盟と、こう書いてある。今でも未加盟ですか。

○説明員(武藤義雄君) お説のよう

○野本品吉君 加わらない理由はどういう点にありますか。

○説明員（武藤義雄君） この点は、この日本の関税の問題と関連がございまして、その方面からいろいろと研究する余地があるということで、日本としてはまだこれに加盟に踏み切つておらない状態でござります。

○野本品吉君 関税の点というのは、どういう点でござりますか。

○説明員（武藤義雄君） 輸入税を免除する問題でございます。ただ、もう一つ実際面としましては、こういう教育のために輸入いたしますこれらの資材につきましては、免税になつておる場合が多いのでござります。でございますから、日本としては、実際問題としては、まずその大部分のものは無税で輸入できる。従つてこの協定に加入しなくても、加入したとほぼ同様な結果が得られておるというのが一つの論理ではございますが、そのほかに、若干これに加入していないために無税にならないものも多少ある場合がござります。

○野本品吉君 大へんいいことを聞いたのですが、要するに、そうすると、関税の問題が何とかはつきり解決すれば、こういう国際協定に加入をははむ理由はほかにないということですか。

○説明員（武藤義雄君） 大体そのようない解いたしております。

○野本品吉君 これは、大臣はお聞きの通りであります。私はやつぱり教科書問題を通して、正しい国際理解の運動をわれわれが起こし、進めるにすれ

は、そういう点についての陰路の打

省としても一応お考えをいただく必要があるのじゃないかと思いますが、いかがでしょ。○國務大臣（松田竹千代君）今の問題につきましては、そうちした日本のエネスコのこの教育問題の方面で、団体に加入することをばむよなことを排除していかなければならぬと考えております。

○野本品吉君 そこで、私は、やはり、とにかく教科書を通して誤ったことが伝えられるということは、これは非常に残念なことで、そういう誤った事実を伝えることによって、ある国なり、國民なりを蔑視したり、あるいはこれに対する憎悪の感情を持つたり、反感を持つたりする。教科書によって正しい国際理解が与えられるということは、ほんとうに世界の永遠の平和を促進し、確立する根本の問題だと思う。そこで、やはりその点については、私が申し上げるまでもなしに、国際連合の教育科学文化機関憲章、これをさらに見直す必要があると思うんです。それは、ここで特に私はこの点を強調したいと思っておりますので、わざわらしないようあります。ここで簡単でありますから読んでみたいと思います。

国際連合教育科学文化機関憲章

この憲章の当事国政府は、その国民に代って次のとおり宣言する。戦争は、人の心の中で生れるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならぬ。相互の風習と生活を知らないことは、人類の歴史を通じて世界の諸人民の間に疑惑と不信をおこした共通の原因であ

り、この疑惑と不信のために、諸人民の不一致があまりにもしばしば戦

争となつた。ここに終りを告げた結果、大きな戦争は、人間の尊厳、平和の尊重という民主主義の原理を否認し、これらの原理の代りに、無知と偏見を通じて人間と人種の不平等といふ教義をひろめることによって可能にされた戦争であつた。

文化の広い普及と正義・自由・平和のための人類の教育とは、人間の尊嚴に欠くことのできないものであり、且つ、すべての国民が相互の援助及び相互の関心の精神をもつて果さなければならぬ神聖な義務である。

政府の政治的及び経済的取組みに基く平和は、世界の諸人民の一一致した、しかも永続する誠実な支持を確保できる平和ではない。よつて、平和は、失われないためには、人類の知的及び精神的連帯の上に築かなければならない。」

私は、このユネスコの大精神に照らして、教科書を通じての国際理解の問題をながめているわけです。そういう点からして今まで遺憾な点があつた。文部省、外務省とユネスコの国内委員会の方に、私は一つの提案をいたしました。それは、日本政府、日本文部省、外務省とユネスコの機関が十分この点につきまして御研究願いまして、皆さんのお力で全世界に向かつて一つの提案をしてほしい。それは、義務教育教科書の相互交換協定を提唱する。黙つておつて、外務省が交換を通じて資料を集めると、いろいろなことをしなくも、関係各国といふものは自発的にその国の教

科書を交換する。それから各国の主要都市の図書館に外国の教科書の一室を設ける。日本で言えば、東京あるいは仙台、福岡、大阪といふよなところに基づいてお互いに研究して、そしてその相互の研究調査に基づいて誤謬の相互指摘を民主的に行なう。それから、その正誤措置に関して事後情報を交換をする。こういうような構想をひっさげて日本の文部省、外務省、ユネスコの当局は、このユネスコの総会その他国連の機関に、この問題を提案することを私は強く切望するわけであります。それによつて全世界の国民が、少なくも教科書を通してよその国々を誤つて認識したり、不当な間違った理解をすることとはなくなる。そういうことによつて平和の基礎が打ち立てられる、こういうように考えるんです。  
○國務大臣(松田竹千代君) たゞいまのお話は、私はまことに時宜に適した、しかも必要にして重要な御提案であると思います。そこで文部省といたしましては、関係各省、ユネスコの団体等とよく協議をいたしまして、これが実現に対して一つさつそく検討を進めてみないと存じます。

○野本品吉君 外務省の方は……。

○説明員(猪名川治郎君) ユネスコに提案されるという意味におきましては、実際問題としてはおそらくユネスコの総会のときに提案されるという工合に承認いたしますが、ユネスコに提出いたします日本の議案につきましては、文部省と外務省の方におきまし

て、従来とも協議をいたしまして提案するということになつております。この問題自体につきましては、外務省の方におきましては、ユネスコ関係が連局ということになつておりますが、この御趣旨はお伝えいたしておきますが、○野本品吉君 いずれまた私は、外務大臣にもの点につきましては意見述べて御一考をわざらわすつもりであります。が、お伝えいただきたいと思います。

ユネスコの方いかがですか。

○説明員(武藤義雄君) とくと研究、たしてみたいと思ひます。

○野本品吉君 いろいろありますが、要するに私が今まで申しましたことは、平和の基礎を確立する上において教科書を通しての正しい相互の国際理解ということが、非常に重大な問題であるということで申し上げたわけですね。その他教科書の問題につきましてはいろいろとあります。が、もう時間も參りましたから、後の機会に譲りたいと思ひます。

なお、この際、私は明日報告会がなさるそりでありますから、この間ニユージーランドで行なわれましたユネスコの総会における議題、それからして各國の主張、おもな論点、日本がこれに對してどういう主張をしてきたか、それらのことにつきましては委員会にわかりましてもまた御説明を求める機会を乞うていただきたいと思ひます。

○委員長(清澤俊英君) ほかに御質疑のおありの方はございませんか。

○鈴木弘君 ちょっとと委員長、資料でございましたか、行政管理庁から送

○委員長(清澤俊英君) よろしいですか。  
か。ほかにありませんですか。  
他に御質疑もなければ、本件に關する質疑は後日に譲り、暫時休憩し、午後は一時に再開し、これにて休憩いたします。

○政府委員(内藤晉三郎君) 承知いたしました。

〔午前十一時五十五分休憩  
〔休憩後開会に至らなかつた〕

三月十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、靖国神社の國家譲持に関する請願(第六七一号)(第六七二号)(第七〇一号)(第七〇二号)(第七〇六号)(第七五〇号)(第七五四号)(第七五五号)(第七六六号)

一、年寄りの日を国民の祝日とするの請願(第六八三号)(第七一七号)

一、建国記念日制定に關する請願(第七一五号)(第七一六号)(第七四九号)(第七五六号)(第七六七号)(第七八二号)(第七八四号)

一、高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置基準の法制化に關する請願(第七二三号)

一、女子教育職員の産前産後の休暇の確保に關する法律の一部改正に關する請願(第七一八号)(第七八五号)

一、豪雪地帯の小、中学校校舎の除雪費国庫負担に關する請願(第七五三号)

第六七一號 昭和三十五年二月二十一日受理  
靖國神社の國家護持に關する請願 請願者 山口県厚狭郡柄町議会  
紹介議員 德永 正利君 議長 松岡浅一  
昭和二十年十二月十五日に連合国總司令部から發せられた政教分離に關する指令により現在の靖國神社は一宗教法人になつたが、もともと靖國神社は祖国の平和を守るため尊い生命をささげた人々に対する国民の感謝の至情が具現されている場所であり、その祭しの本質は宗教的な儀式でなく全國民の感謝の氣持を表現する國民的行事であり、したがつてこの靖國神社をたんなる一宗教法人として扱うことは國民感情と一致しないから、靖國神社を國家によつて長く嚴肅に維持、管理するより適切なる措置を講ぜられたいとの請願。

第六七二號 昭和三十五年二月二十一日受理  
靖國神社の國家護持に關する請願 請願者 福島県伊達郡桑折町伊達郡遺族連合会内 石幡吉之助外六千百十三名  
紹介議員 石原幹市郎君  
第七〇一號 昭和三十五年二月二十一日受理  
靖國神社の國家護持に關する請願 請願者 愛知県岡崎市六供町四合会内 原嶋久太郎君外二千五百五十八名  
紹介議員 杉浦 武雄君

この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。  
第七〇二号 昭和三十五年二月二十七日受理  
靖国神社の國家護持に關する請願（三通）  
　請願者 愛知県蒲郡市豊岡町上長根一ノ一 長瀬金治  
　外三千百二十九名  
　紹介議員 山本米治君  
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。  
第七〇六号 昭和三十五年二月二十七日受理  
靖国神社の國家護持に關する請願  
　請願者 福島県原町市南新田字南東原一 長谷川三郎  
　紹介議員 石原幹市郎君  
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。  
第七五〇号 昭和三十五年三月一日受理  
靖国神社の國家護持に關する請願（四通）  
　請願者 福島市上浜町三一築瀬真琴外一万三千七百十名  
紹介議員 松平勇雄君  
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。  
第七五四号 昭和三十五年三月一日受理  
靖国神社の國家護持に關する請願  
　請願者 香川県坂出市坂出町一、七一六 清水能澄  
外千三百七十三名



